

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県下関市大字小野416番地の1
氏 名 西部工輸株式会社
代表取締役 青木 一志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日

令和 6 年 6 月 18 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 11 年 6 月 17 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

がれき類

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎（移動式）

保管場所：山口県下関市大字小野字引地676番

設置年月日：令和4年2月24日、処理能力：840t／日（8時間）

変更許可年月日：令和4年1月20日、許可番号：第26号の5

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 6 月 18 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無